

ライセンスの手順

	HSTTC	会員企業	一般企業等
0ヶ月	<p>特許出願</p> <p>1ヶ月以内に概要を会員に開示 実施権許諾の可否について決定する。(必要に応じて運営委員会の意見を求める)</p>		
1ヶ月後	<p>評価契約締結後、出願明細書、実施権許諾申込書を会員企業に提供する。</p> <p>独占的实施権を希望する会員企業が複数存在する場合は、出願後6ヶ月を待って入札を実施する。</p> <p>独占的实施権については所定の手続きに従い決定された実施権者と独占的实施許諾契約を締結する。 非独占的实施権を希望する会員企業に対しては非独占的实施許諾契約を締結する。</p>	<p>出願明細書を希望する場合は、秘密保持契約を締結する。</p> <p>実施権許諾を希望する会員企業は、実施権許諾申込書(非独占を含む)に必要事項を記入の上、提出する。</p>	
6ヶ月後			
12ヶ月後	<p>実施権者の希望、または認定TLOの判断に基づき、出願後12ヶ月以内にPCT出願を行う。</p>	<p>原則として、実施権者となった会員企業は、外国出願の費用を負担する。ただし、認定TLOが自ら費用負担することもできる。</p>	
18ヶ月後	<p>(日本特許庁またはWIPOによる出願の公開)</p>		
30ヶ月後	<p>出願公開後、ホームページ等で一般に公開し、実施権許諾を受付ける。</p> <p>独占的实施権を希望する者が複数存在する場合は、出願公開後1年を待って入札を実施する。</p> <p>独占的实施権については所定の手続きに従い決定された実施権者と独占的实施許諾契約を締結する。 非独占的实施権を希望する者に対しては非独占的实施許諾契約を締結する。</p>	<p>会員企業も参加できる。</p>	<p>実施権許諾を希望する者は、実施権許諾申込書(非独占を含む)に必要事項を記入の上、提出する。</p>